

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考
食用赤色104号に関する慢性毒性・発がん性併合試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	株式会社ボソリサーチセンター 代表取締役 山内 久実 東京都渋谷区大山内36-7	平成19年度に、3カ年計画の入札を実施したことによる継続性から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約である。	—	28,623,000	—	0	別添1
食用赤色105号に関する慢性毒性・発がん性併合試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	株式会社化合物安全性研究所 代表取締役社長 一花 次夫 北海道札幌市清田区真栄363-24	平成19年度に、3カ年計画の入札を実施したことによる継続性から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約である。	—	30,082,500	—	0	別添2
ドクダミ抽出物に関する慢性毒性・発がん性併合試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	財団法人食品農薬品安全性評価センター 理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	平成19年度に、3カ年計画の入札を実施したことによる継続性から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約である。	—	34,650,000	—	1	別添3
デヒドロ酢酸ナトリウムに関する慢性毒性・発がん性併合試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	財団法人食品農薬品安全性評価センター 理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田字荒浜582-2	前年度、4カ年計画の入札を実施したことによる継続性から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約である。	—	22,596,000	—	1	別添4
マスクに関する慢性毒性・発がん性併合試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	株式会社DIMS医学研究所 代表取締役 玉野静光 愛知県一宮市浅井町西浅井字郷裏64	前年度、3カ年計画の入札を実施したことによる継続性から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約である。	—	29,200,500	—	0	別添5
府中移転予定地生物・生態系調査業務	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	株式会社環境管理センター東京支社 専務取締役執行役員支社長 水落 憲吾 東京都八王子市散田町3-7-23	会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第4号イ	—	7,334,250	—	0	別添6
平成21年度 電話交換機 賃貸借一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	八重洲電気株式会社 代表取締役 三石 昇 東京都中央区八丁堀2-8-5	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,915,200	—	0	別添7
平成21年度 ノート型パソコン55台の賃貸借及び保守一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	2,885,400	—	0	別添8
平成21年度 糖質分析システムイオンクロマトグラフICS-3000 賃貸借一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	3,150,000	—	0	別添9

(別紙様式4)

平成21年度 DARTイオン専用飛行時間型質量分析装置 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛 治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	6,993,000	—	0	別添10
平成21年度 MALDI TOF/TOF質量分析装置システム及び四重極飛行時間型ハイブリッドESI/MS/MSシステム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛 治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	22,050,000	—	0	別添11
平成21年度 データ解析システムLimsサーバ 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛 治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,890,000	—	0	別添12
平成21年度 細胞挙動観察装置用スキャンユニット 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	J A三井リース株式会社 代表取締役社長 陶浪 隆生 東京都中央区日本橋1-4-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	4,165,560	—	0	別添13
平成21年度 ガスクロマトグラフ質量分析計 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	J A三井リース株式会社 代表取締役社長 陶浪 隆生 東京都中央区日本橋1-4-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	5,594,400	—	0	別添14
平成21年度 医薬品安全情報システム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 大井 耐三 東京都港区西新橋3-9-4	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	9,356,760	—	0	別添15
平成21年度 食品安全情報データベースシステム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛 治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	11,592,000	—	0	別添16
平成21年度 複写機 7式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	①富士ゼロックス株式会社 公共第一営業部 部長 松尾 直哉 東京都港区六本木3-1-1 ②センチュリー・リーシング・システム株式会社 代表取締役 新居 尊夫 東京都港区浜松町2-4-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,892,520	—	0	別添17
平成21年度 研究情報ネットワークシステム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	①NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛 治 東京都港区芝浦1-2-1 ②シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社 代表取締役 根岸 秀樹 東京都世田谷区駒沢1-16-7	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	25,105,500	—	0	別添18
平成21年度 安全性試験システム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,542,240	—	0	別添19

(別紙様式4)

平成21年度 毒性オミクスサーバシステム 一式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	946,128	—	0	別添20
平成21年度 マルチモードプレートリーダー 1式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	2,155,860	—	0	別添21
平成21年度 既存化学物質安全性点検体制支援システム用ハードウェア 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	48,384,000	—	0	別添22
平成21年度 H[C,N]コールドプロープ付きバリオン600MHz超伝導核磁気共鳴装置 1式賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	19,013,400	—	0	別添23
平成21年度 C/H型コールドプロープ付き600MHz超伝導核磁気共鳴装置 1式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	23,814,000	—	0	別添24
平成21年度 分取LCMS-精密分析LCMSシステム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	10,979,640	—	0	別添25
平成21年度 Percellomeトキシコゲノミクス網羅解析研究システム 賃貸借 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	25,683,204	—	0	別添26
平成21年度 高分解能リニアイオントラップ/電場型フーリエ変換質量分析装置 1式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	日立キャピタル株式会社 代表執行役 高野 和夫 東京都港区西新橋2-15-12	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	15,687,000	—	0	別添27
平成21年度 ガスクロマトグラフシングル四重極型質量分析システム 1式 賃貸借	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 小出 寛治 東京都港区芝浦1-2-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため。	—	3,811,500	—	0	別添28
平成21年度 複写機 10式 保守	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 公共第一営業部 部長 松尾 直哉 東京都港区六本木3-1-1	動作環境の互換性を維持する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	モノクロ1枚@1円 外9点	—	0	別添29 単価契約
平成21年度 電子入札システム回線接続サービス 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	東芝ファイナンス株式会社 代表取締役 河井 信三 東京都中央区銀座5-2-1	公募を実施した結果、当該業者のみが本業務を実施可能であることが確認されたため、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	1,965,600	—	0	

(別紙様式4)

平成21年度 Micromedex社 データベース利用 1式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	東京都中央区京橋1-16-10 株式会社テクノミック 代表取締役 大塚 賢一郎	当該物品に係る国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	3,009,090	—	0	別添30
平成21年度 外国雑誌 CAON CD の購入	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	社団法人 化学情報協会 事務局長 津山 重雄 東京都文京区本駒込6-25-4	当該物品に係る国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	4,372,200	—	0	別添31
平成21年度 国立医薬品食品衛生研究所 実験動物飼育管理業務	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	三協ラボサービス株式会社 代表取締役 椎橋 明広 東京都江戸川区西一之江2-13-16	専門的知識・技術及び経験に基づくノウハウを継続的に確保する必要から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	102,746,700	—	0	別添32
平成21年度 サイエンス・ダイレクト及びスコーパスの利用	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	エルビア・ピー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー 代表取締役 ヘルマン・ファン・カンペントハウト オランダ王国アムステルダム市ラダークエヒ29	当該物品に係る国内唯一の取扱業者であることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	4,864,780	—	0	別添33
平成21年度 タクシー運送契約	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	東京都個人タクシー協同組合 理事長 原 勇 東京都中野区弥生町5-6-6	技術的理由により競争が存在しないことから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	—	初乗料金/2km/@710 加算料金/288m/@90 (概算金額:3,524,820)	—	0	別添34 単価契約
平成21年度雑品類 1式に係る単価契約	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所総務部長高見澤博 世田谷区上用賀1-18-1	平成21年4月1日	株式会社エムアンドオーイングストリー 代表取締役 町側 烈士 神奈川県横浜市鶴見区生麦3-10-9	予定価格が160万円を超えない物品の購入であることから、予算決算及び会計令第99条第3号に該当するため。	—	化粧石鹸/1個/@70 外14点 (概算金額:1,228,312)	—	0	少額随契 単価契約

(別紙様式4)

随意契約理由の詳細

1. 事業名

食用赤色 104 号に関する慢性毒性・発がん性併合試験 一式

2. 契約理由

本件については、3 年計画の事業を一般競争入札により平成 19 年 11 月 20 日に株式会社ボゾリサーチセンターが落札した事業である。

本年は 3 年計画による 3 年度目であるため当該事業者以外には行うことが出来ないものであり、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に基づき随意契約をするものである。

なお、本年をもって当該事業は終了となり、同様の複数年にわたる事業が有る場合には初年度に入札を行うものとする。

随意契約理由の詳細

1. 事業名

食用赤色105号に関する慢性毒性・発がん性併合試験 一式

2. 契約理由

本件については、3カ年計画の事業を一般競争入札により平成19年11月20日に株式会社化合物安全性研究所が落札した事業である。

本年は3カ年計画による3年度目であるため当該事業者以外には行うことが出来ないものであり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約をするものである。

なお、本年をもって当該事業は終了となり、同様の複数年にわたる事業が有る場合には初年度に入札を行うものとする。

随意契約理由の詳細

1. 事業名

ドクダミ抽出物に関する慢性毒性・発がん性併合試験 一式

2. 契約理由

本件については、3カ年計画の事業を一般競争入札により平成19年11月28日に財団法人食品農医薬品安全性評価センターが落札した事業である。

本年は3カ年計画による3年度目であるため当該事業者以外には行うことが出来ないものであり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約をするものである。

なお、本年をもって当該事業は終了となり、同様の複数年にわたる事業が有る場合には初年度に入札を行うものとする。

随意契約理由の詳細

1. 事業名

デヒドロ酢酸ナトリウムに関する慢性毒性・発がん性併合試験 一式

2. 契約理由

本件については、4カ年計画の事業を一般競争入札により平成20年10月20日に財団法人食品農医薬品安全性評価センターが落札した事業である。

本年は4カ年計画による2年度目であるため当該事業者以外には行うことが出来ないものであり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約をするものである。

なお、平成23年度をもって当該事業は終了となり、同様の複数年にわたる事業が有る場合には初年度に入札を行うものとする。

随意契約理由の詳細

1. 事業名

マスチックに関する慢性毒性・発がん性併合試験 一式

2. 契約理由

本件については、3カ年計画の事業を一般競争入札により平成20年10月20日に株式会社DIMS医科学研究所が落札した事業である。

本年は3カ年計画による2年度目であるため当該事業者以外には行うことが出来ないものであり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約をするものである。

なお、平成22年度をもって当該事業は終了となり、同様の複数年にわたる事業が有る場合には初年度に入札を行うものとする。

随意契約理由の詳細

〈府中移転予定地 生物・生態系調査〉

府中移転予定地における生物・生態系調査は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に該当する土地であるため、調査期間を1年とした生物・生態系調査を行うよう東京都環境局多摩環境事務所より指導があり、調査期間を前期(平成20年10月～平成21年3月)と後期(平成21年4月～9月)にわけ、前期分を一般競争入札を行い請負業者((株)環境管理センター)が決定した。

後期の生物・生態系調査を行うにあたっては、前期の調査において東京都RDB(レッドデータブック)のAランクに記載されている鳥類の希少種なども発見されたため、東京都環境局多摩環境事務所を確認を行ったところ、発見場所周辺での年間通じての追跡調査を行うよう指示があり、追跡調査を行うための詳細なデータを所持していること、府中市の環境団体より今回行う生物・生態系調査についての要望書が提出され、要望に対応するための調査(自然林と基地跡地のような人の手が入った樹林の違いを調査)を引き続き行う必要があること、希少種以外の生物や植物も調査対象としており、それらについても生物、植物の種類や生息場所を判別した上で年間を通じた調査結果が必要となってくる。

以上のことを踏まえると、希少種を含む生物や植物の種類や、生息地域等の詳細なデータを保有し、かつ、府中市の環境団体からの要望に対応できる業者は前期の調査を行った(株)環境管理センター以外にないと思慮される。

上記理由により、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより、(株)環境管理センターと随意契約を締結するものである。

随意契約理由の詳細

(電話交換機 賃貸借 一式)

構内電話交換設備については、平成14年4月より26号館及び28号館の稼働開始に伴って電話回線が増加し既存の機器では回線数が不足するため、電話交換機の機種を変更したものであったが、平成19年度末を持ってリース期間が満了となったため、平成20年4月より、新機種を導入しているところである。(平成20年1月において一般競争入札を実施し、落札業者である八重洲電気(株)より4月から60ヶ月間、当該機器の借り入れを受けているところである)

当該機器は、日常的に業務で使用するものであり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがあり、業務に支障が出ることも考えられる。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持する必要から、当該機器を前年度に引き続き賃借する必要がある、当該業者以外には行うことができないことから、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため、八重洲電気(株)と随意契約を締結したものである。

別添 8

随意契約理由の詳細

(ノート型パソコン55台の賃貸借及び保守 一式)

国立医薬品食品衛生研究所総務部において、平成16年より1人に1台ずつノート型パソコンを割り当てているところであるが、導入当初から故障が多く、状態が不安定な機器が多数存在していた事と、メーカーであるヒューレットパッカード社が平成20年3月末日をもって当該機器の保守サービスを終了した事により、今後、一切の修理及び保守が不能となるため、早急に機器の更新を行ったものである。(平成20年6月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より7月から48か月間、当該機器の借り入れ及び保守サービスの提供を受けているところである。)

当該機器は、日常的に業務で使用するものであり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがあり、業務に支障が出ることも考えられる。

以上のことから本件については、業務の継続性を維持するため、当該機器の賃貸借及び保守サービスの提供を前年度に引き続き受ける必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため、NTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお本件については平成25年6月30日までの借入及び保守サービスを予定しているところである。)

別添 9

随意契約理由の詳細

(糖質分析システムイオンクロマトグラフ ICS-3000 賃貸借 1式)

生物薬品部では、制作創薬総合研究事業「バイオ医薬品の特性解析及び品質・安全性評価法の開発」における「バイオ医薬品の品質試験法の標準化」の一環として、糖蛋白質の糖鎖試験法の標準化を行うことになった。バイオ医薬品の同等性／同質性評価において、糖蛋白質の糖鎖不均一性の評価方法の標準化や国際調和が緊急の課題である。当該糖鎖分析システムは、糖類を強アルカリ性下にて水酸基が解離することを利用して、高速陰イオン交換クロマトグラフィー__パルス電流検出法 (HPAE-PAD) により分離・検出する装置である。HPAE-PAD は、特に酸性糖鎖の分析において重要な方法であり、糖鎖試験法の標準化を行うために、当該糖鎖分析システムは必須である。(平成19年11月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より平成20年1月から27ヶ月間、当該機器を借り入れているところである。)

本研究は経年的に同一条件、同一機器のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは実験環境が変わることと同義であり、その結果に誤差等が生じる恐れがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は実験の測定条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要する恐れがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を引き続き賃貸借する必要がある、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するためNTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成22年3月31日までの借入を予定しているところである。)

随意契約理由の詳細

(DART 光源専用飛行時間型質量分析装置 賃貸借 1 式)

当該システムは生物系各種研究業務における共同利用型大型器機として必要不可欠な器機であり、平成19年度国立医薬品食品衛生研究所共同利用器機管理運営委員会にて既存器機の再リースの有無を焦点とした器機整備について議論を行い、リニューアルが必要との結論に至った質量分析装置である。(平成19年7月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より8月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該システムは経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることはシステム環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いればシステム運用自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更はシステムの運用条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法令第13条第1項第2号に該当するため、NTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成24年7月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(MALDI TOF/TOF 質量分析装置システム及び四重極飛行時間型ハイブリッド ESI/MS/MS システム 賃貸借)

当該システムは生物系各種研究業務における共同利用型大型器機として必要不可欠な器機であり、平成19年度国立医薬品食品衛生研究所共同利用器機管理運営委員会にて既存器機の再リースの有無を焦点とした器機整備について議論を行い、リニューアルが必要との結論に至った質量分析装置である。(平成19年7月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より8月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該システムは経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることはシステム環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いればシステム運用自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更はシステムの運用条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためNTTファイナンス(株)と随意契約を締結するものである。(なお、本件については平成24年7月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由書の詳細

(データ解析システム Lims サーバ 賃貸借 1式)

当該システムは、各研究部に於いて使用されている複数のMS装置をLANにより連結し、各MS装置より得られたデータをサーバに集積して同システム内に於いてデータの解析及び管理を行うデータ統合システムであり、従来より使用している蛋白質同定エンジンMascotを搭載した既存器機の上位機種賃貸借による導入について平成19年度新規共同型MS選考委員会が検討し選出したものである。(平成19年7月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より8月から60ヶ月間、当該機器を借入れているところである。)

本研究は経年的に同一条件、同一機器のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは実験環境が変わることと同義であり、その結果に誤差等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は実験の測定条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するためNTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成24年7月末日までの借入を予定しているところである)

別添 1 3

随意契約理由の詳細

(細胞挙動観察装置用スキャンユニット 賃貸借 1式)

医療機器、特に生体内に埋入する器機に用いる各種材料の生体適合性を検討し、その標準化を図るためにはその材料が細胞に与える影響を簡便且つ迅速に評価できる手法が必要になる。当該器機は、各種材料上に播種した細胞の挙動変化を観察する際、様々な蛍光色素を適用してより詳細な検討を行う為に用いる。

今回リースする当該器機は上述の目的を達成するための細胞挙動観察装置の追加器機であり、このスキャンユニット一式を接続して種々の蛍光物質を用いたより詳細な細胞挙動変化を観察する為に必要不可欠な器機である。(平成19年12月において一般競争入札を実施し、落札業者である協同リース株式会社(現JA三井リース株式会社)より平成20年2月から36ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該器機は経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究計画自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は研究条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸する必要がある、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためJA三井リース株式会社と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成23年1月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(ガスクロマトグラフ質量分析計 賃貸借 1式)

環境衛生化学部三室では、水道源水もしくは水道水に含まれる恐れのある環境有害化学物質について、公定法の基礎となる水試料に適した前処理を含む機器分析方法の検討を行っている。

水環境試料中に含まれる水溶性の高い生理活性物質として、多種多様な物質が存在しており、それらの濃度は非常に微量と考えられる。これらの物質を分析するための確立された方法は無く、高感度で、正確且つ高精度で再現性の高い機器分析法を確立する必要がある。この目的の為に、当該機器は他に置き換える事のできない必須の機器である。さらに、全国の水道水源域、土地排水や病院排水などに於ける生理活性物質の汚染実態の調査を行う上で、当該機器が必要になる。

(平成19年9月において一般競争入札を実施し、落札業者である協同リース株式会社(現JA三井リース株式会社)より平成19年11月から29ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該器機は経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究計画自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は研究条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃借する必要がある、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためJA三井リース株式会社と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成22年3月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(医薬品安全情報システム 賃貸借 1式)

当該システムは「医薬品の安全性に関する情報の収集、解析、評価および提供に関する研究」を行っていくために必要不可欠なシステムであり、導入より4年間が経過し、ハードウェアに関しては製造メーカーによる保守サポート期間も終了するため、システムを構成するハードウェアの重要な部分について保守の継続ができなくなる結果、現状システムの維持が困難な状況になり、平成20年度にシステムの再構築を行ったデータベースシステムである。(平成20年4月において一般競争入札を実施し、落札業者である三井住友ファイナンス&リース(株)より7月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該システムは経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることはシステム環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いればシステム運用自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更はシステムの運用条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃借する必要がある、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため三井住友ファイナンス&リースと随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成25年6月30日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(食品安全情報データベースシステム 賃貸借 1式)

本システムは、国立医薬品食品衛生研究所安全情報部において現在インターネットで情報を提供中の食品添加物規制関連情報、香料情報、残留農薬規制関連情報、食品安全情報、食中毒調査結果詳細、化学物質に関する法律情報、国際化学物質安全性カード情報の一覧、検索、閲覧機能による情報提供サービスを一般国民、厚生労働省本省、全国の行政機関および研究機関の関係各所を対象として、ノンストップ（24時間365日）で行うべく運用しているシステムであり、提供しているサービスを今後も安定して継続運用するために、ハードウェアおよびソフトウェアの更新を行う必要があり、平成20年度にシステムのハードウェアの更新とサイズの最適化を行ったものである。（平成20年4月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス（株）より7月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。）

当該システムは経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることはシステム環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いればシステム運用自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更はシステムの運用条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためNTTファイナンス（株）と随意契約を締結したものである。（なお、本件については平成25年6月30日までの借入を予定しているところである）

随意契約理由の詳細

(複写機 7式 賃貸借)

国立医薬品食品衛生研究所各部において、会議資料、会計資料、所内研究事業等と日常業務に複写機を利用しているところである。本複写機は平成17年7月からリース契約していた機器が平成20年6月末日をもって賃貸借期間が満了したことにより、新たに平成20年7月より各部に複写機を借り入れたものである。(平成20年6月において一般競争入札を実施し、落札業者である富士ゼロックス(株)及びセンチュリー・リーシング・システム株式会社より7月から48ヶ月間、当該機器の借入れを受けているところである。)

当該機器は、日常的に業務で使用するものであり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがあり、業務に支障が出ることも考えられる。

以上のことから、本件については、業務の継続性を維持するため、当該機器の賃借を前年度に引続き受ける必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため富士ゼロックス(株)及びセンチュリー・リーシング・システム株式会社と随意契約を締結するものである。(なお、本件については平成25年6月30日までの借入及び提供を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(研究情報ネットワークシステム 賃貸借 1式)

国立医薬品食品衛生研究所に於ける研究、試験情報の共有化等に於いて、昨今の各種ソフトウェアのますますの高度化及び所内端末の性能向上とそれに伴う急激な研究情報量の増大に対応可能なネットワークシステムを構築する必要あり、それらに対応可能な当該ネットワークシステム及びシステムの信頼性、稼働率の安定維持の確保、障害復旧等に関する保守業務及びネットワークシステムの運用を支援するためのヘルプデスクの併設が必要になった。(平成19年6月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より10月から48ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該ネットワークは経年的に同一条件、同一システムのもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入システムも変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、システムの変更はネットワーク設定条件の修正や、今までのシステムとの整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためNTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成23年9月30日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(安全性試験システム 賃貸借 1 式)

当所安全性生物試験研究センターでは、化学物質の、人に対する安全性の確認のために多数の試験及び検査等から成る動物実験法を実施しており、当該安全性試験システムにおいては、毒性試験を行うために必要な全ての機能を有しているものである。

当該安全性試験システムにおいては、動物の群分けに始まり、毎日の一般状態観察、毎週の体重測定や摂餌量測定を始めとし、定期検査では器官重量、血液学的検査、血液化学的検査など全試験期間のあらゆる毒性データをオンラインでホストコンピューターに蓄積し、必要に応じて多重比較検定などの統計計算を行い、印刷するなど、毒性試験の遂行上、必要不可欠なものである。

当該システムは、所内の安全性試験システム導入委員会により導入が決定され、平成17年3月まで借り入れることとなっていたが、安全性試験は常に一定の試験計画のもとで行われる必要があり、当該システムを使用することで一定の試験計画が作成できるようになっており、また、安全性試験で得られたデータは10年間の保持義務が課せられているため、当該システムを維持しなければデータの保持も不可能であることから、平成17年4月以降も当該システムを更新することと決定した。

システムの切り換えにあたっては、老朽化したハードウェアを処理速度の速い機器に更新し、それに伴い当所で権利を保有している「安全性試験システム(Toxstaff21)」を新型ハードウェアにて稼働可能となるよう改良した上で、全体のシステムを構築することとなった。

しかし、当該システムについては非常に高額であることから、再び賃貸借契約により導入することとし、平成17年3月に一般競争入札を実施し、平成18年度より落札業者である日立キャピタル(株)より借入れているところである。

安全性試験においては、常に一定の試験計画のもとで行わなければならないこと、また安全性試験システムより得られたデータを保持するためにも、当該システムを維持する必要がある。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持することから当該機器を前年度に引き続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため、日立キャピタル(株)と随意契約を締結したものである。

別添 2 0

随意契約理由の詳細

(毒性オミクスサーバシステム 一式 賃貸借)

毒性部では、厚生労働科学研究の一環として独自に開発した定量性と再現性、データ互換性に優れた「Percellome 法」を用いて、既に約 80 化合物について、高品質のデータベースを作成しており、平成 17 年度には計 90 化合物を達成した。このような規模と高い精度を有する総合的なトキシコゲノミクスデータは世界的にも稀少である。また、いくつかの独創的な IT 技術の基盤部分については、すでに開発済みであり、これらの成果物は研究用サーバ群に蓄積され、解析と改良が研究ベースで積み重ねられている。

これらの研究的に開発・集積した上記の化合物のデータベースを、毒性オミクスの実用化に向けて活用するに当たって必須となる IT 性能開発と、国内外の共同研究者へのデータ開示と相互評価活動を実施するために、平成 18 年 3 月に賃貸借契約の一般競争入札を実施し、同年 4 月より落札業者である日立キャピタル(株)より借り受けているところであり、今後も引き続き当該システムを使用する必要があるが、平成 21 年 3 月 31 日をもって基本リース期間(36 月)が満了となるため、再リース契約を行うこととした。

当該システムは、トキシコゲノミクスデータを経年的に一貫して一括管理できるシステムであり、仮に業者が変更になり、システム自体も変更された場合、これらのデータを維持管理することができなくなり研究自体にも支障をきたすことになりかねない。また、システムが変更された場合、データの継続性が失われる可能性があるため、システム自体を変更することはできない。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持する必要から、当該機器を前年度に引き続き賃貸借する必要があり、当該業者以外には行うことができないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づく、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に該当するため、日立キャピタル(株)と随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(マルチモードプレートリーダー 1式 賃貸借)

薬理部で行っている生物試験において、抗原、抗体、DNA、蛋白質、細胞毒性、細胞増殖などの種々の生物学的パラメーターを定量的に検出するためには、吸光、蛍光、発光などをキュベットやマイクロプレートを用いて測定する必要がある。マイクロプレートは、これらの測定をすべて一台で実施できる多機能測定器であるが、具体的には、皮膚や角膜に対する化学物質の安全性評価方法の確立および毒性機構の解明のため、培養細胞および再構築した人工皮膚や角膜を試験材料に用い、化学物質処理による細胞毒性や細胞増殖を吸光度で測定したり、処理後に経時的に発現してくる生物因子を抗原抗体反応による蛍光や発光で定量測定するために必須の機器であることから当該機器を導入することとなった。

しかし、当該機器については非常に高額であることから、賃貸借契約により導入することとし、平成18年10月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス(株)より同月から当該機器を借入れているところである。

本研究は経年的に同一条件、同一機器のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは実験環境が変わることと同義であり、その結果に誤差等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は実験の測定条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するためNTTファイナンス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成23年10月末日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(既存化学物質安全性点検体制支援システム用ハードウェア賃貸借 1 式)

既存化学物質安全性点検体制支援システムは、OECDが行っている既存化学物質の安全性点検に関する国際協力事業に寄与するとともに、日本の既存化学物質及び新規化学物質の安全性評価作業の基礎的資料の提供のため、重要な役割を担っているシステムである。

当該システムに関しては、当所のシステム化検討委員会及びシステム化検討作業委員会を設置して検討した結果、住商情報システム（株）が選定され、同社が平成 2 年度からソフトウェアの開発を行い、平成 4 年度より同社とハードウェアの賃貸借契約を締結し、以後 5 年ごとに契約の更新を行ってきたところである。

当該システムには、国から委託され民間受託機関が行った安全性試験結果及び化審法に基づいて申請された新規化学物質の各種データが蓄積されており、安全性評価作業を実施する際には、必要不可欠なものである。なお、既存化学物質については年間約 20 物質、新規化学物質については年間約 200 物質の試験結果が蓄積されていくものであり、毒性試験の場合には、一試験の情報量が多いことから、相当な能力を有するシステムが構築されているものである。

当該システムは平成 18 年 9 月に賃貸借期間が終了することから、それ以降のシステム運用について検討したところ、これまで蓄積したデータを保持しつつ、新しいニーズに対応した評価支援システムを構築することとなった。

しかし、当該システムは非常に高額であることから、賃貸借契約による導入をすることとなり、平成 18 年 9 月に一般競争入札を実施し、落札業者である日立キャピタル（株）より平成 18 年 10 月からシステムを借入れているところであるが、契約当初より 5 年間という賃貸借契約期間が予定されており、現在のシステム環境を平成 23 年 10 月まで維持する必要がある。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該システムを前年度に引続き賃借する必要があるとあり、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項第 2 号に該当するため、日立キャピタル（株）と賃貸借の随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(H{C, N} コールドプローブ付きバリアン 600MHz 超伝導核磁気共鳴装置 1 式 賃貸借)

平成 18 年 1 月 18 日、共同利用機器管理運営委員会での決定に従い、平成 18 年度からの、新規共同利用型 NMR の第一回選考委員会が開かれた。本選考委員会は、新規 NMR の選考に興味のある国立医薬品食品衛生研究所の職員で構成され、6 部(生薬部、有機化学部、薬品部、療品部、毒性部)からの参加者があり、本会議では、まず平成 13 年度に選定され、平成 18 年 11 月にリースの終了する、800MHz 並び 600MHz NMR の今後の運用について議論があり、前者は、最大磁場で最も分解能が高い機器として、後者は、多数のプローブを持つ多機能型機器として、今後も引き続き維持することが決定された。次いで、新規の共同利用型 NMR は、どのような機器が望ましいか以下の議論が行われた。

NMR の性能は、基本的には磁場の大きさに依存する。従って、なるべく大きな磁場の機器を導入すべきであるが、800MHz を超える機器は、専用の建物も含めて最低 10 億程度かかるため、導入は不可能である。また、800MHz の機器であっても、現状では 2 台目を設置する場所はなく、設置可能な最大磁場は 600MHz である。他方、600MHz の NMR では、高感度が得られるクライオプローブの商業的な供給が可能となっており、感度だけにしぼれば、通常の 800MHz NMR を上回る性能が得られる。従って、現行の機器との使用目的の差別化を考えクライオプローブ付きの機器を導入するべきであると考えた。クライオプローブは、重量があり、交換に技術と時間がかかるため専用機器となる。従って、最も望ましいのは、天然存在比の低い炭素核の感度が高い C/H プローブ (本項では以下 CH プローブ) を備えた 600MHz NMR と、水素核の炭素が高く、メタボローム研究への利用が始まっている H{C, N} プローブを備えた 600MHz の NMR の両者を設置するのが望ましいと考えられ、平成 18 年 2 月 22 日の第三回選考委員会で承認を得るに至った。

本件は、これら 600MHz の NMR のうち、C/Hプローブ付きの 600MHz の導入についてであり、当該機器を導入することにより食品、医薬品、環境中の各種微量有害物質、不純物、未知物質について、高感度かつ迅速にそれらの化学構造を決定することが可能となるが、非常に高額なため、機器の賃貸借契約を行うこととし、一般競争入札を実施した結果、平成 19 年 2 月以後、日立キャピタル（株）より当該機器を借入れているところである。

当該機器は実験用機器であるが、そもそも実験は経年的に同一条件、同一機器のもとで行わなければならない、その継続的な実験結果の蓄積がはじめて研究へと反映されるようになる。仮に業者変更をし、他の機器に変更することは実験環境が変わってしまうため、実験結果に誤差等が生じるおそれがある。これらの結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白であり、また、機器を変更したとしても実験の測定条件を変更したり、今までの機器との整合性をとるために多大な時間を要するおそれがあり、その動作環境の互換性が維持できなくなる。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持する必要から継続して当該業者と契約を締結する必要があり、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項第 2 号に該当するため、日立キャピタル（株）と随意契約を締結したものである。（なお、本件については平成 24 年 1 月末日までの借入を予定しているところである）

随意契約理由の詳細

(C/H 型コールドプローブ付き 600MHz 超伝導核磁気共鳴装置 1式 賃貸借)

平成 18 年 1 月 18 日、共同利用機器管理運営委員会での決定に従い、平成 18 年度からの、新規共同利用型 NMR の第一回選考委員会が開かれた。本選考委員会は、新規 NMR の選考に興味のある国立医薬品食品衛生研究所の職員で構成され、6 部(生薬部、有機化学部、薬品部、療品部、毒性部)からの参加者があり、本会議では、まず平成 13 年度に選定され、平成 18 年 11 月にリースの終了する、800MHz 並びに 600MHz NMR の今後の運用について議論があり、前者は、最大磁場で最も分解能が高い機器として、後者は、多数のプローブを持つ多機能型機器として、今後も引き続き維持することが決定された。次いで、新規の共同利用型 NMR は、どのような機器が望ましいか以下の議論が行われた。

NMR の性能は、基本的には磁場の大きさに依存する。従って、なるべく大きな磁場の機器を導入すべきであるが、800MHz を超える機器は、専用の建物も含めて最低 10 億程度かかるため、導入は不可能である。また、800MHz の機器であっても、現状では 2 台目を設置する場所はなく、設置可能な最大磁場は 600MHz である。他方、600MHz の NMR では、高感度が得られるクライオプローブの商業的な供給が可能となっており、感度だけにしよれば、通常の 800MHz NMR を上回る性能が得られる。従って、現行の機器との使用目的の差別化を考えクライオプローブ付きの機器を導入するべきであると考えた。クライオプローブは、重量があり、交換に技術と時間がかかるため専用機器となる。従って、最も望ましいのは、天然存在比の低い炭素核の感度が高い C/H プローブ(本項では以下 CH プローブ)を備えた 600MHz NMR と、水素核の炭素が高く、メタボローム研究への利用が始まっている H(C, N) プローブを備えた 600MHz の NMR の両者を設置するのが望ましいと考えられ、平成 18 年 2 月 22 日の第三回選考委員会で承認を得るに至った。

本件は、これら 600MHz の NMR のうち、H(C, N) プローブ付きの 600MHz の導入についてであり、当該機器を導入することにより高感度かつ信頼性の高いメタボローム分析が可能となるが、非常に高額なため、機器の賃貸借契約を行うこととし、一般競争入札を実施した結果、平成 19 年 2 月以後、日立キャピタル(株)より当該機器を借入れているところである。

当該機器は実験用機器であるが、そもそも実験は経年的に同一条件、同一機器のもとで行わなければならない、その継続的な実験結果の蓄積がはじめて研究へと反映されるようになる。仮に業者変更をし、他の機器に変更することは実験環境が変わってしまうため、実験結果に誤差等が生じるおそれがある。これらの結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白であり、また、機器を変更したとしても実験の測定条件を変更したり、今までの機器との整合性をとるために多大な時間を要するおそれがあり、その動作環境の互換性が維持できなくなる。

以上のことから本件については、動作環境の互換性を維持する必要から継続して当該業者と契約を締結する必要があり、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づく国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項第 2 号に該当するため、日立キャピタル(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成 24 年 1 月末日までの借入を予定しているところである)

別添 2 5

随意契約理由の詳細

(分取LCMS－精密分析LCMSシステム 賃貸借 1式)

当該システムは、液体クロマトグラフィー（LC）によって分離された溶出液から質量分析計（MS）の情報に基づいて目的成分を分取精製するための分取LCMS装置と、超高速LCによって分離された成分の精密質量を測定するための精密分析LCMS装置から構成されるシステムである。従来より使用している分取MSを搭載した既存器機の上位機種への賃貸借による導入について平成19年度新規共同型MS選考委員会が検討し選出したものである。（平成20年3月において一般競争入札を実施し、落札業者である日立キャピタル(株)より4月から60ヶ月間、当該機器を借入れているところである。）

本研究は経年的に同一条件、同一機器のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは実験環境が変わることと同義であり、その結果に誤差等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は実験の測定条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃借する必要がある、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため日立キャピタル(株)と随意契約を締結したものである。（なお、本件については平成25年3月末日までの借入を予定しているところである）

別添 2 6

随意契約理由の詳細

(Percellome トキシコゲノミクス網羅解析研究システム 賃貸借 1式)

当該システムは、国立医薬品食品衛生研究所毒性部にて実施中の、国際的に汎用されている添加物の指定に向けた試験及び食品添加物等の安全性に関する試験実施要領に基づく食品添加物等についてのマイクロアレイ技術等を用いたトキシコゲノミクスによる安全性確認に資するデータを収集する調査研究等としてのPercellome トキシコゲノミクス研究に於いて、解析を網羅的なものとするべく高度に効率化するため、及び解析アルゴリズムの改良・新規開発を行うために必要不可欠なシステムである。（平成19年11月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス株式会社より平成20年1月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。）

当該システムは経年的に同一条件、同一システムのもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入システムも変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究計画自体に支障をきたすことは明白である。さらに、システムの変更は研究条件の修正や、今までのシステムとの整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該システムを前年度に引続き賃借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためNTTファイナンス株式会社と随意契約を締結したものである。（なお、本件については平成24年12月31日までの借入を予定しているところである）

随意契約理由の詳細

(高分解能リニアイオントラップ/電場型フーリエ変換質量分析装置 1式 賃貸借)

当該器機は化学系各種研究業務における共同利用型大型器機として必要不可欠な器機であり、平成19年度国立医薬品食品衛生研究所共同利用器機管理運営委員会にて既存器機の再リースの有無を焦点とした器機整備について議論を行い、リニューアルが必要との結論に至った質量分析装置である。(平成19年6月において一般競争入札を実施し、落札業者である日立キャピタル株式会社より8月から60ヶ月間、当該システムを借入れているところである。)

当該器機は経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は研究の進行条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するため日立キャピタル株式会社と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成24年7月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(ガスクロマトグラフィーシングル四重極型質量分析計システム 1式 賃貸借)

当所療品部において家庭用品の安全性に関する試験研究、規制対象化合物の分析法の策定などを実施しているところであり、家庭用品中の有機スズ化合物分析法の策定およびアゾ染料由来化合物の実態調査にはガスクロマトグラフィー質量分析計による分析が必要となるため、購入したものである。(平成20年12月において一般競争入札を実施し、落札業者であるNTTファイナンス株式会社より1月から24ヶ月間、当該機器を借入れているところである。)

当該機器は経年的に同一条件、同一器機のもとで行う必要があり、仮に業者が変更され、導入器機も変更となることは研究環境が変わることと同義であり、その結果に不具合等が生じるおそれがある。そのような結果を用いれば研究自体に支障をきたすことは明白である。さらに、機器の変更は研究の進行条件の修正や、今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがある。

以上のことから、本件については、動作環境の互換性を維持するため、当該機器を前年度に引続き賃貸借する必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当するためNTTファイナンス株式会社と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成22年12月31日までの借入を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(複写機 10式 保守)

国立医薬品食品衛生研究所各部において、会議資料、会計資料、所内研究事業等と日常業務に複写機を利用しているところである。本複写機は平成17年7月からリース契約していた機器が平成20年6月末日をもって賃貸借期間が満了したことにより、新たに平成20年7月より各部に複写機を借り入れたものである。(平成20年6月において一般競争入札を実施し、落札業者である富士ゼロックス(株)及びセンチュリー・リーシング・システム株式会社(当社は賃貸借のみ)より7月から48ヶ月間、当該機器の借入れ及び保守サービスの提供を受けているところである。)

当該機器は、日常的に業務で使用するものであり、仮に業者が変更され、導入機器も変更となることは今までの機器との整合性をとるための作業に多大な時間を要するおそれがあり、業務に支障が出ることも考えられる。

以上のことから、本件については、業務の継続性を維持するため、当該機器の賃借を前年度に引続き受ける必要があり、会計法第29条の3第4項に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため富士ゼロックス(株)と随意契約を締結したものである。(なお、本件については平成25年6月30日までの借入れ及び保守サービスの提供を予定しているところである)

随意契約理由の詳細

(Micromedex社 データベース利用 1式)

当所、安全情報部では、「医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価にかかる研究」の一環として、海外の規制機関の医薬品安全性情報や海外の文献から情報を収集している。

Micromedex社のデータベースは、医薬品の相互作用に関するもの、国内外で統一が必ずしもなされていない医薬品の名称が検索できるもの、海外で定評のある医薬品評価情報、海外の添付文書や、薬局方医薬品情報等が収載されており、これらのデータベースより得た情報は当所の業務に極めて有益であり、必要不可欠であるため、年間契約をすることとなった。

Micromedex社のデータベースの日本国内における総販売代理店は株式会社テクノミックであり、日本国内においては同社が他の業者を通すことなく直接販売している。

よって本件については、国内唯一の取扱業者であることから、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため、株式会社テクノミックと随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(外国雑誌 CA ON CD 購入)

CA ON CD は 50 以上の主要国の特許とともに、全世界で発行される 50 以上の言語の約 8, 000 以上の定期刊行物から、化学と化学工学及びその関連の広い分野の文献について、その英文抄録を年間 86 万件以上収録しており、原報を読む必要性を判断するための外国雑誌である。

当該雑誌より得たデータ等は、当所の業務に極めて有益であり、必要不可欠であるため、従来より、年間定期購読を行っているところである。

CA ON CD の日本国内における販売は社団法人化学情報協会のみが行っているものである。

よって本件については、国内唯一の取扱業者であることから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づく、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に該当するため、平成 20 年度においても社団法人化学情報協会と随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(国立医薬品食品衛生研究所 実験動物飼育管理業務)

当所安全性生物試験研究センター（動物管理室）においては、当所における試験研究に係る各種実験動物を常時飼育管理しているが、その内訳は、マウス約8,000匹、ラット約2,000匹、犬10頭、サル20匹、マーモセット30匹と多数に及ぶとともに、試験項目も急性毒性試験、変異原性試験と短期間のものから、発癌性試験や後世代影響試験など2～3年間と長期間にわたるものまで多種多様であり、これらについて関係法令及びSOP（標準操作手順書）を遵守し、かつ、様々な試験研究の形態に影響を及ぼすことなく円滑に遂行できるよう専門的な知識及び技術の下で細心の注意を払って飼育管理を行うことが求められている。

したがって、こうした実験動物飼育管理業務については、専門的知識・優秀な技術力の確保とともに、豊富な実績・経験が必要不可欠であり、飼育管理者と各実験実施者（研究者）との長年にわたる信頼関係が継続して確保されることが肝要である。

実験動物の飼育管理においては、

- ① マウス及びラットを用いた実験において、動物の寿命すなわち自然死するまでの期間とその症状を、結果の判定に重要な指標とする手法があり、実験開始（幼若齢）時より老化し死亡するまでの間、終始一貫して、細心・綿密な注意をもって安定した環境を維持し、ヒトが及ぼす影響を極力排除するなど、外的因子によることなく動物が本来もつ寿命を全うさせることが必要である。仮に飼育管理者が変更された場合、飼育環境が変化することは避けられず、安定した環境を維持することが困難となり、ひいては実験結果にも大きな悪影響を及ぼすこととなる。これは、発癌性や慢性毒性試験、後世代影響試験についても全く同様であり、試験研究を遂行するうえで飼育管理の占める割合は大きく重要なものであること。
- ② また、長期に及ぶ試験の場合、同一の飼育管理者が当該長期実験の当初から終了時まで管理することは、実験実施者が研究計画時にあらかじめその内容を伝えることで、実験の推移を念頭におきながら日常管理を行うことができ、ケージ交換時や、日常観察時に、初期の段階で腫瘍を発見したり、食欲、飲水、尿量の変化、行動異常等の一般状態の微細な変化等を、いち早く発見できるという利点がある。これについても、仮に飼育管理者が変更された場合、新たに研究計画・内容を詳細に説明し、日常の微細な変化等をも従前と同等のレベルで観察するよう指導しなければならなくなり、実験実施者の過度の負担はもとより、試験そのものまで影響を及ぼすおそれがあること。
- ③ 実験動物の中でも、特に、サル、マーモセット、イヌなどは、飼育者が変わると実験結果に悪影響を及ぼすことがよく知られており、仮に飼育管理者が変更された場合には実験そのものが成立しなくなるおそれがあること。

- a サルは人を区別し狂暴になったり、逆に出るべき症状を押し隠すことがしばしばある。
- b マーモセットは骨疾患になりやすく飼育が難しい動物であるが、不適切な飼育管理によるストレスに弱く、不安を感じると新生児の哺育を放棄する。
- c イヌは血圧、心拍数の変化をきたしやすく、下痢、嘔吐もよく発症し、実験データが一定しない。

など、定型的なマニュアルやSOPでは補いきれない“積み重ねた経験と習熟した技術による各種実験に即した対応”が不可分のものである。

さらに、実験動物の飼育管理業務を円滑に遂行するためには、各種実験に対応した施設・設備に係る維持・管理が不可欠であり、バイオハザード動物実験に係る排気フィルターのホルマリン滅菌・交換、ケミカルハザード動物実験に係る差圧・温湿度管理、排水処理、その他動物系の給排気フィルターの定期交換、チャンバー・ダクト・ダンパー等の点検・清掃・消毒等をはじめ、環境監視のための空中落下細菌検査を実施する必要がある。こうした管理について、動物飼育施設を複数有し、かつ築年次や仕様も異なっている当所においては、当該施設や設備を熟知していなければ日常はもとより異常が発生した際の迅速かつ適切な対応も困難となる。

現在、当所において実験動物飼育管理業務を委託している「三協ラボサービス(株)」は、実験動物の飼育管理や動物実験の支援等に係る研究事業を主たる業務とし、国(独法を含む)の試験研究機関及び大学の動物実験施設を対象に、主に東日本地域を中心として全国的に事業を展開している我が国有数の企業である。

同社は、

- ① 実験動物の専門家である実験動物技術師の全社員に占める割合が圧倒的に多く、恒常的に多数の技術者を擁していること。
- ② 無菌動物関連業務を実施しており、当該分野にも精通していること。
- ③ マーモセットの飼育管理に必要な知識・技術及び経験を有していること。

などにおいて他社より優位にあり、また、当所の実験動物飼育管理業務を適切に実施し、試験研究(実験)の円滑な遂行を図るためには、その専門的知識・技術及び経験に基づくノウハウを継続的に確保する必要があることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づく予算決算及び会計令第102条の4第3号により、「三協ラボサービス(株)」と随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(サイエンス・ダイレクト及びスコーパスの利用)

サイエンス・ダイレクトとは、医薬品、食品及び化学物質の安全情報や海外開発、医薬品の非臨床データ、臨床データが数多く掲載されており、さらに、薬理作用、効能、効果等の薬剤データや、現在開発段階にある医薬品の開発状況等が掲載されている外国雑誌である。

当該雑誌より得たデータ等は、当所の業務に極めて有益であり、必要不可欠であるため、従来より、年間定期購読を行っているところである。

サイエンス・ダイレクトについては、エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー社が出版し、他の代理店を通すことなく直接販売しているところである。

以上のことから本件については、当該物品にかかる国内唯一の取扱業者であることから、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため、平成21年度においてもエルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー社と随意契約を締結したものである。

随意契約理由の詳細

(タクシー運送契約)

当所では、組織定員要求、予算要求及び年度末・年度始の出納整理時期等の業務繁忙期においては、通常のと時期と比較して格段に業務量が増大するため、それぞれの担当部署においては公共の交通機関が終了しても業務を継続しなければならない場合もあり、その際の帰宅手段としてタクシーを利用せざるを得ないケースが発生している。

平成16年度までにおいては、そのタクシー料金の支払いについては、定期的にタクシークーポン券を購入し、深夜業務に及ぶ者に配布し、その都度支払っていたところであるが平成16年9月21日、22日に実施された厚生労働省大臣官房会計課監査指導室による会計事務監査指導において、金券類の管理については会計事故の未然防止及び適正な物品管理を行なう観点から、より一層の明確な管理を求められ、その手段として「タクシークーポン券」から「タクシーチケット」への変更を提案され、その後、所内で検討した結果、平成17年度より、「タクシーチケット」の利用に切り換えたところである。

タクシー運送契約については、平成8年2月27日蔵計第370号大蔵大臣通知「タクシー運送役務の調達に関し、随意契約によることについて」によって、会計法第29条の3第4項に基づく、予算決算及び会計令第102条の4第3号に規定する【契約の性質又は目的が競争を許さない場合】に該当するとの見解が示されていることより、当所において、各社業務内容を比較し、料金面において最も優位であった東京都個人タクシー協同組合と随意契約を締結したものである。